

学生の皆様へ

通学者定期券

購入費補助制度ご案内
(令和7年度版)

年間最大 36,000 円補助！



申請はお早めに！
令和7年12月19日(金)まで

石岡市

令和7年度通学定期券等への補助を実施します！

～石岡市の未来を担う若者を全力で応援します！～

この通学定期券購入費補助制度は、若い世代の転出抑制と本市への移住促進を図るため、JR常磐線を利用する通学者に対し、通学定期券の購入に要する経費の一部（定期券＝月額上限 3,000 円）を補助する制度です。

補助制度のポイント

○通学定期券購入費の一部を補助します。

石岡駅、高浜駅、羽鳥駅、神立駅から通学する大学生等を対象とした定期券購入費を補助します。

石岡駅を基準として、1 カ月当たりの定期券代が9,000円を超えた場合、定期券購入費（実費負担交通費）の3分の1、月額上限3,000円を補助します。

➡ 年間最大 36,000 円を補助

○特急券（在来線チケットレス特急券の電子チケット）購入費の一部を補助します。

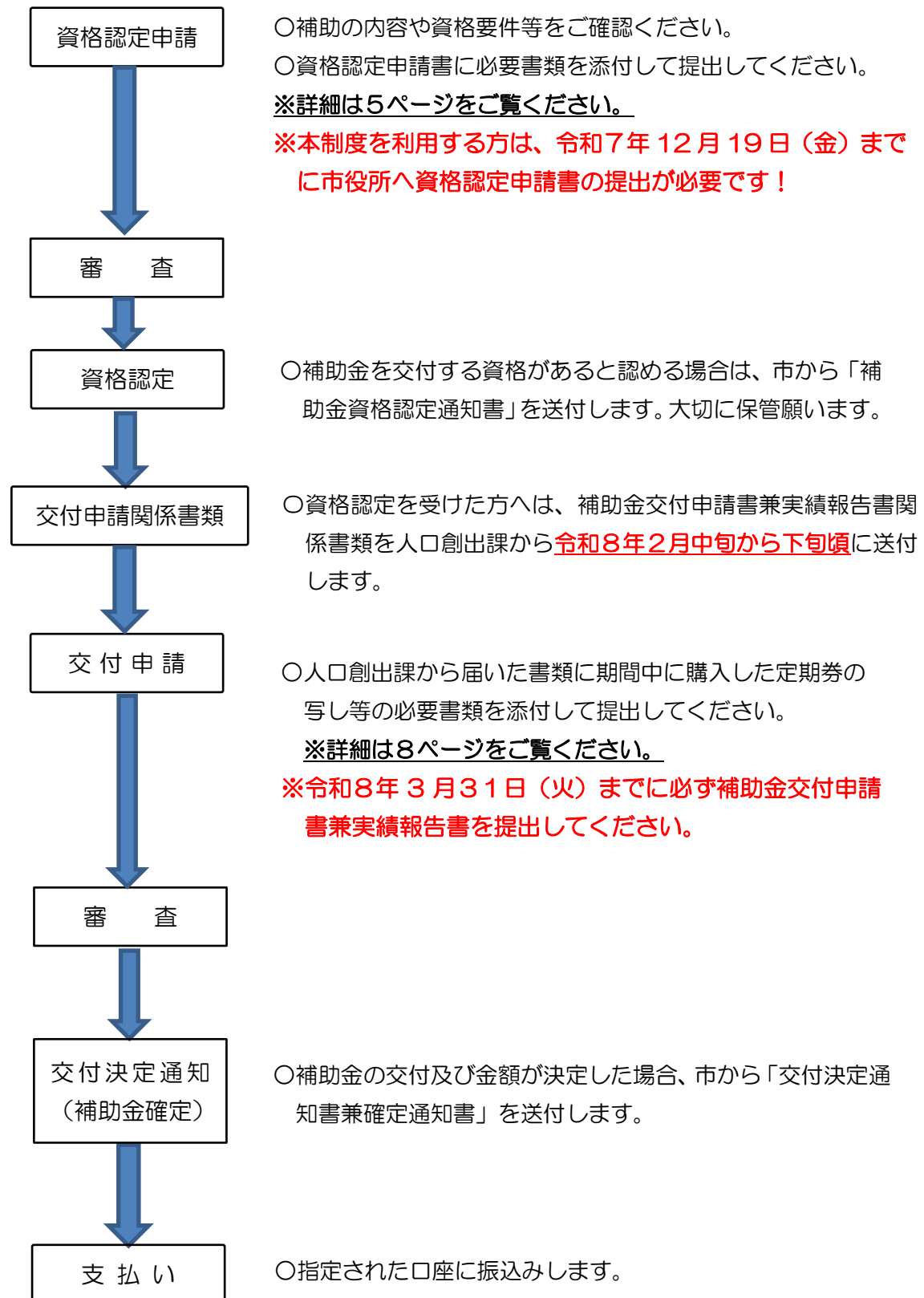
令和7年度も特急券購入費補助制度は継続します。このことにより、定期券補助と特急券補助の両方を受けることができます。

➡ 両方利用すれば・・・

年間最大 228,000 円が補助！

注意 特急券補助の利用を希望される方は、別途手続きが必要となります。
必ず「通勤者通学者特急券補助制度のご案内」をご覧ください。

資格認定申請から補助金支払いまでの流れ



補助の内容

区 分	内 容
補 助 対 象	<u>石岡駅を起点として、1 カ月定期券（通学用）の金額が 9,000円以上</u> ※高浜駅、羽鳥駅、神立駅から通う方についても、石岡駅を起点として換算した額
補 助 金 額	定期券購入費から通学先等から支給される定期券に対する手当を除いた金額の 3 分の 1（100 円未満の端数は切り捨て） 月額上限額：3,000円（※1）
補 助 対 象 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日（※2）
補助金の支払方法	口座振込みにより、1 年分を一括で支払います。 （令和8年4月頃を予定）

※1 1 カ月未満の場合は、日割り計算となります。

※2 年度をまたがり定期券を購入している場合でも、補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。定期券の購入期間とは異なりますので、ご注意ください。



資格要件等

下記の資格要件を**すべて**満たす必要があります！

対 象 者	内 容
資格認定申請書の提出があった日から令和8年3月31日までの間に引き続き本市に住所を有する方（※1）	<u>石岡市に住民票がある方が対象です。</u>
石岡駅、高浜駅、羽鳥駅、神立駅を起点とする定期券を利用して通学している方	左記の駅以外は対象外です。
18歳以上30歳以下の方（高校生を除く）	令和7年度中に18歳から30歳の方（年度中に30歳であり、その後年度内に31歳に達する方も含まれます）
以下の学校に通う方 ・大学（専攻科、別科、大学院を含む） ・短期大学 ・高等専門学校（4年生以上に限る） ・専修学校（専門課程に限る）	＜対象外の例＞ ・専修学校の高等課程、一般課程 ・各種学校（自動車教習所、カルチャースクールなど） ・予備校
市税の滞納がないこと （申請者本人及び本人が属する世帯）	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納税状況を確認します。
生活保護を受けていないこと （申請者本人が属する世帯）	保護受給状況を確認します。
暴力団員等でないこと （申請者本人及び本人が属する世帯員）	暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も、暴力団員等に含まれます。

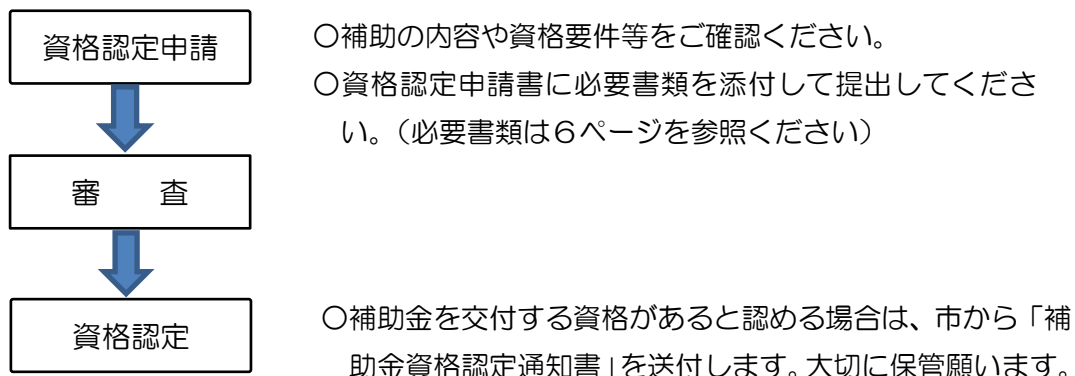
※1 市長がやむを得ない事情であると認める場合は、この限りではありません。

申請前に必ずご確認をお願いいたします！

資格認定申請

本制度を利用する方は、**事前に市役所へ資格認定申請書の提出**が必要です！

【資格認定申請から資格認定まで】



【資格認定申請書の提出期日】

令和7年12月19日（金）まで

提出先	石岡市役所人口創出課
提出方法	本人申請、代理申請、郵送申請、電子申請のいずれか ※郵送提出の場合、郵送料は申請者負担となりますのでご了承ください。 また、内容確認のため市役所よりお電話いたしますので、連絡の取れる番号を必ずご記入ください。

【郵送先】

〒315-8640 石岡市石岡1-1-1
石岡市役所 人口創出課 通勤通学支援事業担当 宛

注意！

- ・資格認定申請書を提出していただくことが、補助金交付申請をする際の条件となりますので、必ずお手続きください。
- ・市から送付されました「資格認定通知書」は、大切に保管くださいますようお願いいたします。
- ・令和4年度から資格認定申請のみ「電子申請」の受付を開始しました。
「電子申請」を希望される方は、QRコードを読み込んで申請をしてください。

電子申請はこちらから



【資格認定申請に必要な書類】

必要な書類	内 容
通学者定期券購入費補助金資格認定 申請書（様式第1号） ※電子申請の場合は不要	学生本人名での申請となります。 裏面まで記入してください。 また、申請内容の確認をすることがあるため、 <u>日中つながる電話番号を記入願います。</u>
誓約書兼同意書（様式第2号） ※電子申請の場合は不要	申請者及び世帯主の署名をお願いします。
在学を証する書類	学生証又は在学証明書等の写しを提出してください。
定期券の写し等 （令和7年度に最初に購入した定期券）	通学で使用している定期券の写しまたは領収書 （モバイル Suica）コピーを提出してください。 モバイル Suica をお使いの方は、使用者名（フル ネーム）を登録してから、領収書画面をコピー してください。 ※資格認定申請の際に提出いただく写し等につ いては、実績報告の際にも必要となりますの で、必ず2枚コピーを取っておき、1枚はお 手元に保管しておいてください。
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出いただく場合があります。

※資格認定申請書は、市役所人口創出課、支所市民窓口課、石岡駅で配布しています。
石岡市役所ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

石岡市 定期券

検索



書類を提出する際は、7ページに
あるチェックリストで確認して
くださいね！



通学者定期券購入費補助金資格認定申請チェックリスト

提出する各書類について、次の点について確認ください。

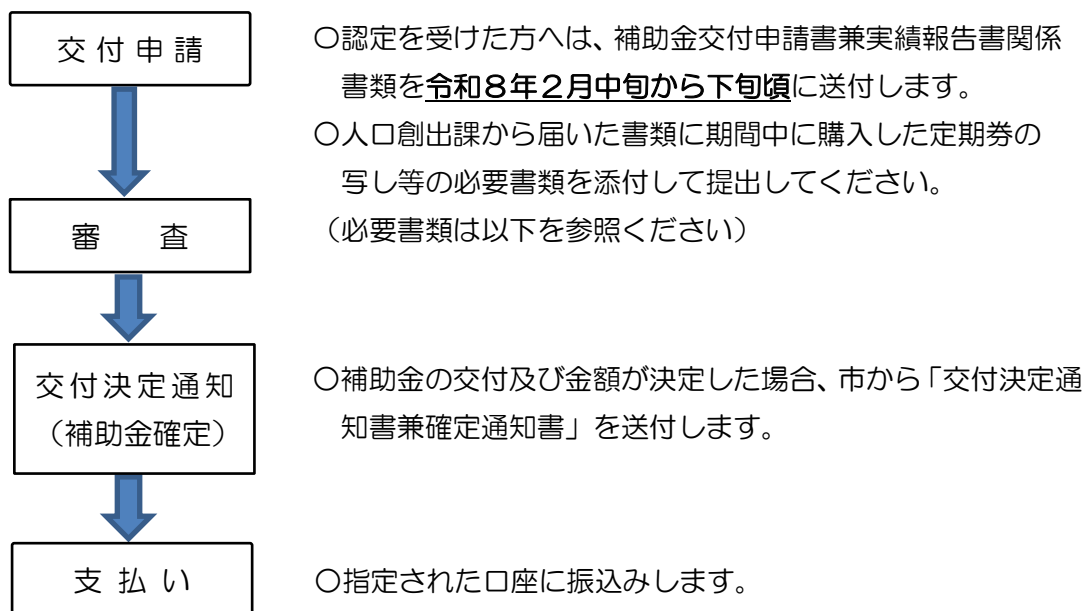
書 類 名	確 認 事 項
☐ 通学者定期券購入費補助金 資格認定申請書（様式第 1 号）	☐ 申請年月日、住所、氏名、連絡先の記入をしましたか。 ☐ 通学先の所在地、名称、電話番号、学年を記入しましたか。 ☐ 利用予定期間、定期券利用区間を記入しましたか。 ☐ 補助申請予定額について、申請時点で不確定な場合は総額（3,000円×12か月分）を記入ください。 【算出方法（定期券）】 ① 1 か月当たり $\{ (\text{定期購入代 1 か月分}) - (\text{支給されている交通費}) \} \times 1/3$ ② 12 か月当たり $\text{①} \times 12 = (\text{今回の申請額})$ ☐ 裏面の「いしおか PR 隊」に関する事項を確認の上、署名をしてください。
☐ 誓約書兼同意書（様式第 2 号）	☐ 内容を確認し、申請年月日、氏名及び生年月日を記入してください。
☐ 在学を証する書類	☐ 学生証の写し、在学証明等を添付しましたか。
☐ 定期券の写し等	☐ 申請時点で利用している定期券の写しまたは領収書（モバイル Suica）コピーを添付しましたか。

記入漏れ等がないことが確認できたら、すべての書類をご提出ください。

補助金交付申請
～支払い

指定された期日までに**必ず補助金交付申請書兼実績報告書を提出**してください。

【補助金交付申請から支払いまで】



【補助金交付申請に必要な書類】

必要な書類	内 容
通学者定期券購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）	必要事項を記載の上、提出してください。
期間中に使用した定期券の写し等 （モバイル Suica の領収書の場合は、氏名、利用区間、利用期間、金額が明記されているもの）	4月から翌年3月末日までに使用した定期券の写しまたは領収書（モバイル Suica）コピーを提出してください。 ※定期券を購入する際には、それまで利用していた定期券の写しを必ず取ってください。 ※モバイル Suica を利用されている方は、パソコン等から領収書を印刷し、提出してください。
請求書	指定された請求書に、必要事項を記載の上、提出してください。
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出いただく場合があります。

注意！！

○補助金は提出していただいた定期券の写しまたは領収書（モバイル Suica）のコピーの実績（月数）をもとに計算します。定期券の更新の際には必ず事前に写しを取ってください。なお、定期券の写しまたは領収書（モバイル Suica）コピーが提出できない場合は、実績（月数）を確認することができないため、その期間の補助金はお支払いすることができませんのでご注意ください。

【交付申請書兼実績報告書の提出締切】

令和8年3月31日（火）まで にご提出ください。

※交付申請をする前に、市からの資格認定を受ける必要があります。（詳細は5ページ）

【補助金の支払方法】

- 1年分をまとめて一括で支払います。
- 指定された口座へ振込となります。

補助金の返還

以下に該当する場合は、交付決定の取消し、又はすでに交付した補助金の返還を求めることがあります。

- 資格要件に当てはまらなくなったとき。
- 虚偽申請や不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- 第三者へ譲渡、または売却等を行ったとき。
- 通学以外で使用したとき。

その他

○補助制度や申請手続き等でご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

☆通学定期券に関するQ&A☆

よくある質問をまとめました。以下に記載がない事項につきましては、直接お問い合わせください。

Q. 電車とバスで通学しています。電車の定期券代は月額 9,000 円未満ですが、バスの定期券代と合算すれば 9,000 円以上になります。この場合は対象になりますか？

A. なりません。鉄道における通学定期券代が月額 9,000 円以上の方が補助の対象となります。

Q. 長期休暇の際、定期券は購入しませんでした。何回か切符を購入して通学先へ通いました。その切符代は補助の対象になりますか？

A. なりません。補助の対象は定期券代購入に係る経費のみとなります。

Q. 定期券を更新する際、コピーを取り忘れてしまいました。

A. コピーを提出していただかないと、補助金を受けることができません。更新の際は必ず事前にコピーを取ってください。なお、補助金額はコピーを提出していただき、その実績（月数）で計算します。提出できない場合はその分の補助金額が減額となりますのでご注意ください。

Q. 留年してしまった場合、補助の対象となりますか？

A. 正規の修業年数を超える期間の分は対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合（留学や病気による休学など）は市役所へ直接ご相談ください。

Q. 補助金を分割して受け取ることはできますか？

A. できません。1 年分を一括で支払います。

Q. 補助金について、申請者（学生本人）でなく、両親名義の口座へ振り込んでもらいたい。

A. 補助金については、原則、申請者（学生本人）名義の口座へ振り込むことになります。両親名義の口座への振込みを希望する場合は、市役所までお問い合わせください。

Q. 定期券を6か月で購入しましたが、長期休暇に入り使わなくなったため払戻しをしました。その際はどのようにしたらいいですか？

A. 払戻しした期間は補助の対象外となりますので、定期券の写しとともに払戻しをしたことが分かる書類の写しを提出してください。なお、払戻しをしたにも関わらず補助金を不正に受け取った場合、補助金を返還していただきます。

Q. 補助対象となる駅の区間はどこですか？

A. 石岡駅、高浜駅、羽鳥駅、神立駅からの乗降が対象です。ただし、石岡駅を起点・終点として考え、上り電車は柏駅以降の利用が対象で、下り電車は水戸駅以降の利用が対象となります。
※3カ月、6カ月等まとめて購入したとしても、割り引かれる前の購入金額 1 カ月分で計算するため、その際の金額が 9,000 円以上であれば補助の対象となります。

Q. 資格認定申請書または電子申請を家族が代理で行う場合、申請者の氏名は代理人の氏名でよいのか？

A. 代理人が申請する場合でも、申請者の氏名は定期券利用者の氏名となります。

【提出先・問い合わせ先】

石岡市役所 2 階 市長公室人口創出課

T E L : 0299-23-7278 (直通)

E-mail : jinkousoushutu@city.ishioka.lg.jp

業務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く。）

